

越谷市

特別支援保育 入所申込みのしおり

このしおりにおいて「保育施設」とは、越谷市内の公立保育所、私立保育園、認定こども園(保育部分)、地域型保育事業所のことを指します。



越谷特別市民
ガーヤちゃん

※申込みの際には、こちらのしおりと一緒に冊子「保育施設・幼稚園等のご案内」をご覧ください、保育認定の申請や利用調整方法、必要書類についてあわせてご確認ください。

越谷市子ども家庭部保育入所課

〒343-8501 越谷市越ヶ谷四丁目2番1号
(市役所第二庁舎2階)

受付時間 8時30分～17時15分(平日)

電話 048-963-9167(直通)

https://www.city.koshigaya.saitama.jp/kurashi_shisei/kosodate/hoikusho/shien.html



特別支援保育について



越谷市では、障がいや心身の発達に遅れ等があるために集団生活の中で特別な支援が必要な児童の保育（特別支援保育）を実施しています。

児童の健全な成長及び発達を促し、児童の福祉の向上を図ることを目的としています。

越谷市における特別支援保育は、「療育手帳を持っている」、「診断名がついている（疾患がある）」等の形式的な判断ではなく、「お子さんそれぞれの状況を考慮し、集団生活において特別な配慮を必要とするかどうか」で実施の判断をしています。

なお、申込みの段階ではお子さんが特別支援保育の対象となるかどうかはわかりません。体験入所等によるお子さんの観察を行い、医師や発達支援の専門職などの学識経験者等からの意見を伺いながら、特別支援保育対象となることが望ましいのかどうか、どのような支援が必要か、等について総合的に検討したうえで判断をさせていただいています。

そのため、入所申込み時の保育士による面談等で、お子さんが集団生活をする上で何らかの支援や配慮を必要とする可能性があると思われる場合、こちらから特別支援保育の申込みをご案内させていただくこともあります。

お子さんの発達状況や個性を踏まえ、健やかな育ちを支える保育を行うためにもご理解くださいますようお願い申し上げます。

保護者の方へ

保育施設での生活は、これまでお父さん、お母さん、ご家族の方に見守られながら過ごしてきた環境とは異なり、同年代の子ども達との集団生活の場となり、社会性を身に付けていく場ともなります。

たとえば、“言葉の面がゆっくり”というお子さんで、家庭では不自由を感じていなかった場合でも、集団生活の場では上手く伝わらないことや、思いどおりにいかないことが増え、お子さんがもどかしさ等を感じる場面も増えていきます。

そんな時に、お子さんの困り感を少しでも解消できるように、お友達との間に仲介役として保育士が介入したり、複数の保育士で見守りをしたりなどの支援を行い、お子さんの成長を応援できるように保育を行っていくのがこの「特別支援保育」です。

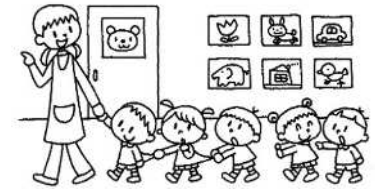
言葉の面の他にも、「偏食や日常生活にこだわりがある」、「集中力が続かない、座ってられない」等のこころの面や、「病気により運動制限がある」、「歩行が不安定である」等の身体的な面に支援が必要なお子さんに至るまで、特別支援保育対象となっているお子さんの状況は多種多様です。



1 対象となる児童

次の要件のいずれにも該当する児童

- 越谷市民であること
- 保護者の就労や病気等の理由で保育を必要とすること
※冊子「保育施設・幼稚園等のご案内」の「②保育施設の利用申込」における「保育認定の事由」を参照
- 保護者等の送迎により、日々の通所ができること
- 支援を必要とする障がい等の程度が市の定める加配基準に該当し、
集団生活が可能であること



※8ページ別表1参照

2 受入れ保育施設及び受入れ人数

特別支援保育を実施している保育施設については、冊子「保育施設・幼稚園等のご案内」をご確認ください。

※越谷どろんこ保育園・越谷レイクタウンどろんこ保育園を希望される場合、公立保育所での体験入所とは別に各園で体験入所を受ける必要があります。

なお、受入れ人数は、施設やお子さんの支援の必要性の程度により異なります。

(例：公立保育所の場合 0～2歳児クラス：いずれかのクラスに1名までの受入れ
3～5歳児クラス：1クラス2名までの受入れ
※2対1の加配対応相当の場合)

3 受付期間

令和7年4月一斉受付	令和6年9月2日(月)～令和6年9月9日(月) ※電子申請で受付を行います。 電話での受付及びご相談も可能です。 ※詳細については市ホームページ等でお知らせします。
令和7年4月入所 2次受付	令和7年1月6日(月)まで
年度途中入所 (5～3月)	入所希望月の前々月5日まで(土日祝日にあたる場合は翌開庁日) ※例：令和7年8月入所希望の場合は、令和7年6月5日(木)まで ※年度途中に受付を行っていても、次年度4月の入所を希望する際は、上記「令和7年4月入所一斉受付」の期間に仮受付が必要です。 ※2月及び3月入所は、令和7年4月入所の利用調整後、空きがある施設での利用調整となります。

●申込方法：

保育入所課窓口（市役所第二庁舎2階）へ直接、又はお電話（048-963-9167）にて「特別支援保育での申込み希望である」旨をお伝えください。



申込みの段階では、特別支援保育の対象となるかどうかはわかりません。体験入所等による児童の観察を行い、医師や発達支援の専門職などの学識経験者等からの意見を伺いながら、どのような支援が必要か、特別支援保育対象となることが望ましいのかどうかについて総合的に検討します。

検討の結果、「特別支援保育が望ましい(特別支援保育対象児童)」と判断された場合には、希望施設のうち特別支援保育実施施設のみで利用調整を行い、入所の承諾・保留を決定します。

一方で、検討の結果、「特別支援保育の必要性がない(通常保育対象児童)」と判断された場合には、通常どおり、希望施設全てにおいて利用調整を行い、入所の承諾・保留を決定します。

4 医療的ケアを必要とする児童の受入れ

令和7年度入所分の医療的ケア児の受入が検討できる施設については、以下のとおりです。

- ・大相模保育所（公立）※1
- ・越谷レイクタウンどろんこ保育園（私立）
- ・kidsあいあい（地域型）※2
- ・（仮称）緑の森公園保育所（公立）
- ・越谷どろんこ保育園（私立）
- ・ひだまり保育園（地域型）※1 ※2

※1 受入可能施設ですが、令和6年7月現在、令和7年度の空きはありません。

※2 医療的ケア児で、地域型保育に入所した場合、入所期間は原則として2歳児クラスの年度末までとなります。入所後、3歳児以降に他の保育施設等への移行ができない場合は、保育の継続利用ができない場合や、3歳児以降も同じ地域型保育での預かりとなる場合があります。

なお、受入れ人数は、施設の受入体制・利用状況や、お子さんの支援の必要性の程度により異なります。

●医療的ケア児の入所受付は、原則として4月一斉受付のみ行います。

※4月入所2次受付及び年度途中入所受付は行いません

●民間保育施設を希望する医療的ケア児は、希望保育施設との事前面談が必要となります。

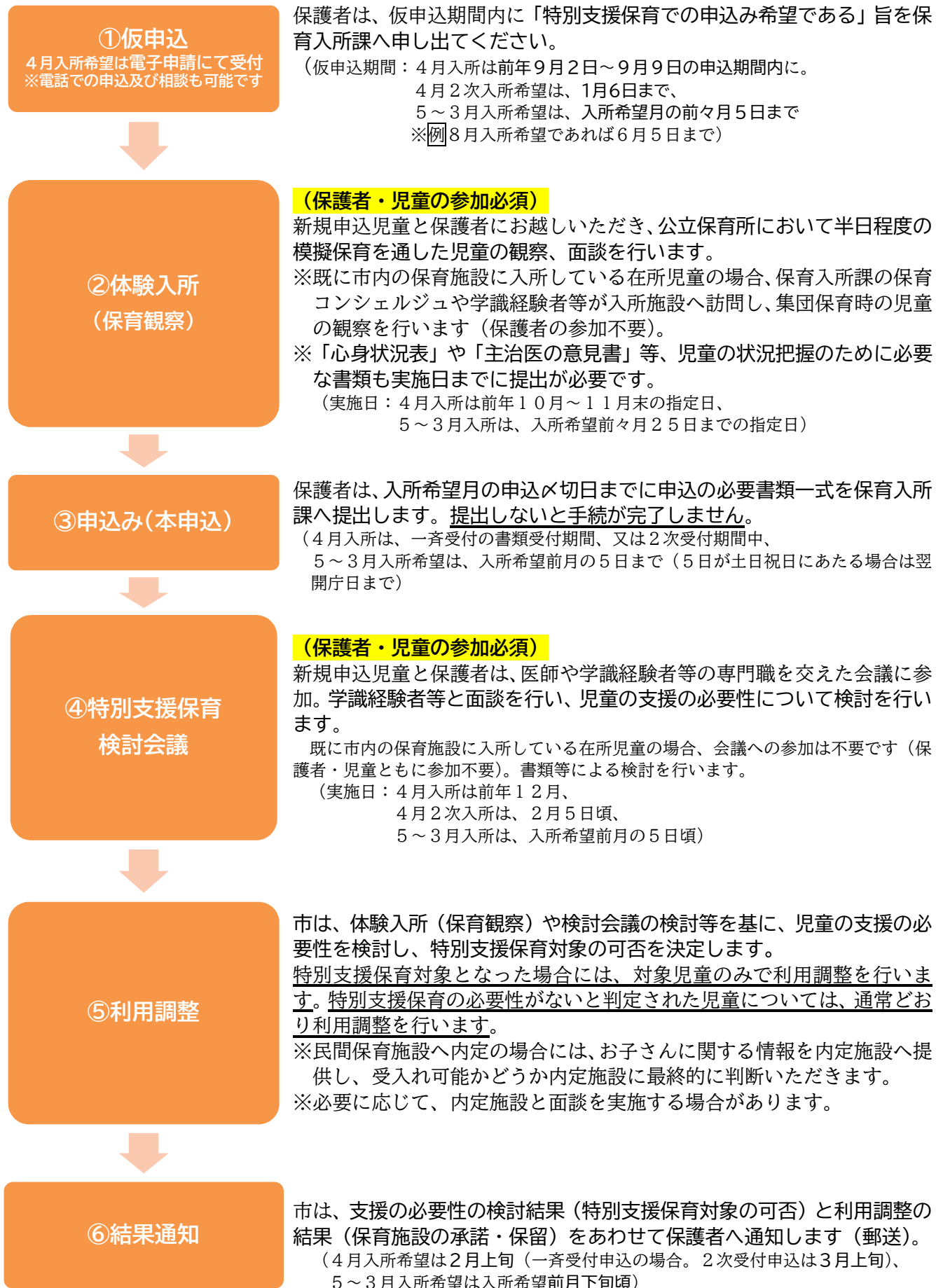
●保育利用時間は原則として、平日（月～金）8:30～16:30までとなります。具体的な預かり時間は、保護者と保育施設等との相談により、保育施設等が決定します。

●入所後は、お子さんの心身状況を把握するため、主治医による「主治医の意見書」、「医療的ケア指示書」等の提出を毎年依頼します。提出後、特別支援保育検討会議にて医療的ケア実施内容の確認を行うとともに、障がい等の程度及び支援の必要性について定期的な確認・見直しを行います。確認・見直しの結果、医療的ケアの必要性なし・加配の必要性なしとなる場合があります。また、集団生活が不可能と判断される可能性があります。

※特別支援保育の対象となったが、入所保留であった場合、次年度4月以降も入所を希望する際は、再度「①仮申込（入所相談）」から手順を踏む必要があります。

5 特別支援保育申込みの流れ

特別支援保育の申込みをした場合、次の手順で進んでいきます。



6 受付後の必要書類

【全員必要】

□冊子「保育施設・幼稚園等のご案内」の「②保育施設の利用申込」に記載のある申込の必要書類一式

●書類配布場所：保育入所課窓口、各保育施設（市ホームページからもダウンロードできます）
※入所希望月の申込締切日までに保育入所課窓口（一斉受付は受付会場）へ直接提出ください（※郵送不可）。

※申込みで必須の「お子さんの面接」は、体験入所（保育観察）で対応しますので不要です（4月入所一斉受付の「面接受付」も来庁不要です）。

□心身状況表

□特別支援保育に係る同意書

※様式は受付後に自宅へ郵送。

体験入所（保育観察）実施日までに、保育施設へ提出

【該当者のみ必要】※様式は受付後に対象者のみ自宅へ郵送。提出締切日は別途通知します。

□主治医の意見書 → ※てんかんや内臓疾患がある児童、医療的ケアを必要とする児童等、主治医から専門的な助言を必要とする場合のみ。支援の必要性の検討材料とさせていただきます。

□医療的ケア依頼書 → ※医療的ケア児のみ

□面談チェック表 → ※医療的ケア児のみ。民間保育施設を希望する医療的ケア児は、希望保育施設との事前面談が必要となります。面談後に施設から書類をお渡しいたします。



特別支援保育に関する Q & A



特別支援保育の対象になるとどうなりますか？

特別支援保育対象となったお子さんが保育施設に入所された場合、入所されるクラスにおいて、通常の人員配置基準（保育士1名に対して児童を何人保育するか）に保育士等を1名加えて配置（加配）するなどの保育環境を整備し、複数の保育士によりクラス全体の集団保育を行います。環境を整え、お子さんの発達状況や個性を踏まえた保育を行っていきます。なお、どのような保育環境の整備を行うかは、お子さんの支援の必要性の程度や入所施設により異なります。

国基準

※認可保育施設の人員配置基準
（児童数：保育士数）

0歳児	3：1
1・2歳児	6：1
3歳児	15：1
4歳児以上	25：1



例 公立保育所の場合

特別支援保育対象児童が
入所した場合

入所クラスに保育士1名を加配



※加配保育士等を1名配置し、複数の保育士でクラス全体を保育するものとなります。

そのため、特別支援保育対象のお子さんだけを保育する保育士ではありません。

※私立保育園・認定こども園(保育部分)・地域型保育の場合、特別支援保育対象児童となっても加配がつかない場合もあります。

また、特別支援保育対象児童となった場合、年に2～3回程度、発達支援の知識を有する専門職が保育のアドバイスをするために保育施設を巡回いたします。アドバイスを参考にそれぞれのお子さんの心身状況に応じて保育を行います。あくまでも集団での保育に留まります。保育施設では、障がい・疾病等に対する専門的な訓練や治療は行っていないので、個別の療育等を希望する場合は別途、児童発達支援事業などをご利用ください。



児童発達支援事業に関する問合せ・ご相談
越谷市子ども福祉課（電話：048-963-9172）

申込みの際の希望保育施設はどのように記入したらよいですか？

申込みの段階では、特別支援保育の対象となるかどうかはわかりません。希望保育施設は「特別支援保育対象になった場合」・「特別支援保育対象にならなかった場合」の2つのパターンについてあらかじめ検討のうえ申込書に記入してください。

★最終的な検討の結果、

- ①「特別支援保育が望ましい（特別支援保育対象児童）」と判断された場合
→申込書に記入した希望施設のうち特別支援保育実施施設のみで利用調整を行い、入所の承諾・保留を決定します。
- ②「特別支援保育の必要性がない（通常保育対象児童）」と判断された場合
→通常どおり、記入した希望施設全てにおいて利用調整を行い、入所の承諾・保留を決定します。

上記2つのパターン別に2種類の保育施設の希望を提出いただくことも可能です。

入所できない場合もありますか？

特別支援保育の対象となった場合も、対象とならなかった場合も、利用調整の結果、希望した保育施設に空きがない場合には入所できません（利用調整方法については、冊子「保育施設・幼稚園等のご案内」をご確認ください）。

また、集団保育が困難なお子さんや、医療的ケア等が必要なおさんは、入所できない場合があります。その場合は療育施設など他の施設を紹介する場合があります。

幼稚園にも特別支援保育はありますか？

幼稚園でも障がいや発達に遅れのあるお子さんが入園できることがあります。

幼稚園の入園については、就労等の状況に関係なく利用できますので、この点が保育施設の入所（保護者が就労等の理由で保育を必要な状態にあることが必須条件）と大きく異なります。

幼稚園を希望する場合は冊子「保育施設・幼稚園等のご案内」の幼稚園の一覧表等に「障がい児等の受入れ」欄がありますので、これを参考に直接問い合わせてください。

市外に住んでいても特別支援保育は受けられますか？

転出したらどうなりますか？

原則、越谷市民が対象となるため市外の方は特別支援保育をご利用できません。そのため、特別支援保育の対象となる可能性がある市外のおさんは入所できない場合があります。

また、特別支援保育対象児童として入所後、市外へ転出された場合には引き続きの特別支援保育が受けられない場合があります。転出の際は、保育入所課まで事前にご相談ください。

すでに越谷市内の保育施設に入所しています。

途中から特別支援保育を受けることは可能ですか？

特別支援保育の申込みをいただき、手続きを踏んだうえでお子さんに支援の必要性が認められた場合には、入所後に特別支援保育の対象となることができます。ただし、特別支援保育対象児童となった場合であっても、入所施設の状況によっては、年度内の加配等の保育環境整備が困難な場合がありますのでご了承ください。

なお、特別支援保育対象児童となったことによって退園しなくてはならないということはありません（2歳児クラスまでの園を除く）。原則として、現在入所中の保育施設を利用できます。また、移行の申込をいただいても空きがない場合も、原則として入所中の施設を利用していただくことになります。

特別支援保育の対象となった後に解除はできますか？

手続きを踏んだうえでお子さんに支援の必要性がなくなつたと判断された場合には、特別支援保育の実施を終了することができます。お子さんの発達の状況や保育施設の状況を考慮し、再度、支援の必要性を検討させていただきます。

手続きの詳細については保育入所課までお問い合わせください。

別表1 加配基準

●保育士の配置基準

基準項目	保育士の配置基準	
	2対1	1対1
身体 の 状 況	視覚 ①弱視（両眼で0.2以下）又は2分の1以上欠けた視野狭窄がある。 ②生活全般において部分的な介助を要する。 ③戸外では部分的な介助を要する。	1 全盲又は全盲に近い状態である。 2 生活全般において全面的な介助を要する。 3 強度の弱視のため、戸外では全面的な介助を要する。
	聴覚 ④全ろう又は全ろうに近い状態で介助を要する。	
	肢体不自由 ⑤歩行において部分的な介助を要する。 ⑥装具等の装着において見守りや配慮を要する。 ⑦生活全般において部分的な介助を要する（活動によっては見守りや配慮が必要）。	4 歩行不可又は車いす移動である。 5 生活全般において全面的な介助が必要で常に見守りや配慮を要する。
	上記以外の疾患等 ⑧活動内容に制限がある。 ⑨健康状態に配慮を要する。	6 活動内容及び日常生活上の制限がある。 7 健康状態に常に配慮を要する。
発 達 の 状 況	生活 ⑩食事、排泄、着脱等に部分的な介助を要する。	8 食事、排泄、着脱等に全面的な介助を要する。
	理解と対人関係 ⑪制止、禁止等の指示は理解できるが、気持ちのコントロールが難しい。 ⑫周囲の様子を見ながらやろうとするが、介助を要する。 ⑬他者への興味はあり、自分の意思を伝えようとするが、介助を要する。 ⑭集団活動への参加において介助を要する。 ⑮周囲の様子や他者への興味が薄い。	9 制止、禁止等の指示への理解が難しく、本児及び他者に危険が伴う。 10 著しい感覚過敏があり、集団活動の場にいることが難しい。
	行動 ⑯行動の予測がつきにくい、又はこだわり等があるため、見守りや配慮を要する。 ⑰多動行動、パニック又は自傷行為が見られるため、見守りや配慮を要する。	11 危険に対する認識が難しい、行動の予測がつかない、強いこだわり等があるため、常に見守りや配慮を要する。 12 多動行動、パニック又は自傷行為が見られるため、常に見守りや配慮を要する。 13 日常的に口による確かめが強く、誤飲等の可能性があるため、常に見守りや配慮を要する。 14 他児に対して攻撃的な行動又は乱暴な行動（噛む、ひっかく等）が見られるため、常に見守りや配慮を要する。

- ・基準項目が2つ以上の時は、保育士の配置基準の手厚い項目を基準とする。
- ・2対1の項目に複数該当する場合は、集団生活における介助の必要性に応じて保育士の配置基準を1対1とする場合がある。
- ・0～2歳児に関しては、上記の基準のほか年齢に応じた発達のめやすに沿った判断とする。

●看護師の配置基準

基準項目	看護師の配置基準
身体及び 発達の状況	(1) 日常的に経管による栄養補給を要する。 (2) 日常的に喀痰の吸引を要する。 (3) 日常的に酸素療法を要する。 (4) 日常的に導尿を要する。 (5) 日常的に上記以外の医療的ケアを要する。

- ・医療的ケア児については、保育士の加配基準と別に看護師を配置して対応する。